

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p><b>第 1 目的及び趣旨</b></p> <p>我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。このような状況の中、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、<u>食料の安全保障を強化し、</u>農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。</p> <p>このためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、稲作等から野菜・果樹等の高収益作物への転換、<u>麦・大豆等の輸入依存作物の増産、</u>先進的な営農体系の導入、地域特産物等の病虫害対策等を推進することが重要である。</p> <p>このため、本事業により、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、<u>地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の実現に向け、</u>農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行う。また、<u>畑作物を含めた</u>高収益作物への転換を<u>強力に推進し、</u>スマート農業を<u>推進するため、</u>計画策定から営農定着に必要な取組をハード事業とソフト事業の両面から支援する。さらに、病虫害のまん延のおそれのある地域において、その予防やまん延防止に資する基盤整備を支援する。こうした対策等によって農業競争力の強化を図ることとする。</p> <p><b>第 2 定義</b></p> <p>本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1 ハード事業 以下の内容のものをいう</p> <p>(1) 別表の区分の欄の1の事業種類の(1)から<u>(10)</u>までに掲げるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 ソフト事業 以下の内容のものをいう</p> <p>(1) 別表の区分の欄の1の事業種類の<u>(11)</u>から<u>(16)</u>までに掲げるもの</p> <p>(2) 別表の区分の欄の2の事業種類の(9)のイ及びウ並びに(13)から</p>	<p><b>第 1 目的及び趣旨</b></p> <p>我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。このような状況の中、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。</p> <p>このためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、稲作等から野菜・果樹等の高収益作物への転換、<u>先進的な営農体系の導入、</u>地域特産物等の病虫害対策等を推進することが重要である。</p> <p>このため、本事業により、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行う。また、高収益作物への転換、<u>モデル的な産地形成、</u>スマート農業の<u>推進を図る場合には、実質化された人・農地プランも活用し、</u>計画策定から営農定着に必要な取組をハード事業とソフト事業の両面から支援する。さらに、病虫害のまん延のおそれのある地域において、その予防やまん延防止に資する基盤整備を支援する。こうした対策等によって農業競争力の強化を図ることとする。</p> <p><b>第 2 定義</b></p> <p>本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1 ハード事業 以下の内容のものをいう</p> <p>(1) 別表の区分の欄の1の事業種類の(1)から<u>(9)</u>までに掲げるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 ソフト事業 以下の内容のものをいう</p> <p>(1) 別表の区分の欄の1の事業種類の<u>(10)</u>から<u>(15)</u>までに掲げるもの</p> <p>(2) 別表の区分の欄の2の事業種類の(9)のイ及びウ並びに(13)から</p>

(22) までに掲げるもの

3・4 (略)

5 高収益作物 主食用米（備蓄用米を含む。）並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IV第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金、IV第2の6（1）の戦略作物助成及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第2条の対象作物以外の作物であって、主食用米よりも面積当たりの収益性の高いものをいう。

### 第3 事業の内容

本事業による交付金の交付対象事業は、次に掲げる型による事業とする。型の変更については、1の地域内農地集積型から2の高収益作物転換型への変更に限り認めるものとする。

#### 1 地域内農地集積型

農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積を推進する事業をいい、次の（1）の内容及び（1）と密接な関連があり一体的に実施する（2）の内容のものとする。

（1）定額助成の事業種類の欄の（1）から（7）まで、（8）の才及びカ並びに（9）及び（10）に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の（1）から（8）まで及び（12）に掲げるものを実施するもの

（2）定額助成の事業種類の欄の（11）に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の（13）、（14）、（19）及び（20）に掲げるものを実施するもの

#### 2 高収益作物転換型

農地中間管理機構等による地域内の担い手への農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を推進する事業をいい、次の（1）の内容及び（1）と密接な関連があり一体的に実施する（2）の内容のものとする。

（1）定額助成の事業種類の欄の（1）から（7）まで、（8）の才及びカ並びに（9）及び（10）に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の（1）から（8）まで及び（10）及び（12）に掲げるものを実施するもの

（2）定額助成の事業種類の欄の（11）から（16）までに掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の（13）から（22）までに掲げるもの（削る。）

(18) までに掲げるもの

3・4 (略)

(新設)

### 第3 事業の内容

本事業による交付金及び補助金の交付対象事業は、次に掲げる型による事業とする。型の変更については、1の地域内農地集積型から2の高収益作物転換型への変更に限り認めるものとする。

#### 1 地域内農地集積型

農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積を推進する事業をいい、次の（1）の内容及び（1）と密接な関連があり一体的に実施する（2）の内容のものとする。

（1）定額助成の事業種類の欄の（1）から（7）まで、（8）の才及びカ並びに（9）に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の（1）から（8）まで及び（12）に掲げるものを実施するもの

（2）定額助成の事業種類の欄の（10）に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の（13）、（14）及び（18）に掲げるものを実施するもの

#### 2 高収益作物転換型

農地中間管理機構等による地域内の担い手への農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を推進する事業をいい、次の（1）の内容及び（1）と密接な関連があり一体的に実施する（2）の内容のものとする。

（1）定額助成の事業種類の欄の（1）から（7）まで、（8）の才及びカ並びに（9）に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の（1）から（8）まで及び（12）に掲げるものを実施するもの

（2）定額助成の事業種類の欄の（10）及び（11）に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の（13）から（15）まで及び（18）に掲げるもの

#### 3 未来型産地形成推進条件整備型

次の（1）から（3）までのいずれかを実施するものとする。

（1）新産地育成型

### 3 スマート農業導入推進型

国費が投じられている基盤整備事業と一体的にスマート農業に資する先進的省力化技術の実装を推進する事業をいい、次の（１）の内容及び（１）と密接な関連があり一体的に実施する（２）、（３）又は（４）の内容のものとする。ただし、（４）を実施する場合は、（３）と密接に関連して併せて実施するものとする。

- （１）（略）
- （２）定率助成の事業種類の欄の（９）のイ及びウ並びに (19) に掲げる内容のものを実施するもの
- （３）（略）
- （４）定額助成の事業種類の欄の (11) に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の（１３）及び（１４）に掲げるものを実施するもの

### 4 病害虫対策型

まとまった面積で省力樹形（未収益期間の短縮が期待できるものであり、かつ、慣行栽培と比較して10アール当たり労働時間を10パーセント以上縮減できること又は10アール当たり収量を10パーセント以上増加できることが試験結果又は事例で確認できる樹形をいう。以下同じ。）又は整列樹形（果樹にあつては、園地内の作業道を確保し、慣行樹形の樹体を当該作業道に沿って整列して植栽する樹形をいう。茶にあつては、作業効率の向上を図るため、畝方向を統一して植栽する樹形をいう。以下同じ。）のいずれか及び機械作業体系を導入して水田等における果樹又は茶の新植を行い、併せて早期成園化や経営の発展等に係る取組を実施する事業をいい、定額助成の事業種類の欄の（１２）、（１３）、（１４）のＡ及びウ並びに定率助成の事業種類の欄の（１０）及び（１６）に掲げるものを実施するもの

#### （２）既存産地改良型

まとまった面積で省力樹形又は整列樹形のいずれか及び機械作業体系を導入して既存の果樹園又は茶園の改植を行い、併せて早期成園化や経営の継続等に係る取組を実施する事業をいい、定額助成の事業種類の欄の（１２）から（１４）まで及び定率助成の事業種類の欄の（１０）及び（１６）に掲げるものを実施するもの

#### （３）園芸作物導入型

水田地帯において米、麦、大豆、そば又はなたねから作付転換し、野菜又は花きを対象品目とした先進的な営農技術を導入する事業をいい、定額助成の事業種類の欄の（１５）及び定率助成の事業種類の欄の（１７）に掲げる内容のものを実施するもの

### 4 スマート農業導入推進型

国費が投じられている基盤整備事業と一体的にスマート農業に資する先進的省力化技術の実装を推進する事業をいい、次の（１）の内容及び（１）と密接な関連があり一体的に実施する（２）、（３）又は（４）の内容のものとする。ただし、（４）を実施する場合は、（３）と密接に関連して併せて実施するものとする。

- （１）（略）
- （２）定率助成の事業種類の欄の（９）のイ及びウ並びに (18) に掲げる内容のものを実施するもの
- （３）（略）
- （４）定額助成の事業種類の欄の (10) に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の（１３）及び（１４）に掲げるものを実施するもの

### 5 病害虫対策型

地域特産物等の病虫害の発生予防・まん延防止に資する土層改良、排水対策等を実施する事業をいい、次の（１）の内容及び（１）と密接な関連があり一体的に実施する（２）又は（３）の内容のものとする。ただし、（３）を実施する場合は、（２）と密接に関連して併せて実施するものとする。

- （１）定額助成の事業種類の欄の（５）、（６）、（８）のアからエまで及び（９）のイ並びに定率助成の事業種類の欄の（１）から（３）までに掲げる内容のものを実施するもの
- （２）（略）
- （３）定額助成の事業種類の欄の （11） に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の（13）、（14）及び（19） に掲げる内容のものを実施するもの

#### 5 水田貯留機能向上型

水田貯留機能の向上に向けた整備等を実施する事業をいい、次の（１）の内容及び（１）と密接な関連があり一体的に実施する（２）の内容のものとする。

- （１）（略）
- （２）定額助成の事業種類の欄の （11） に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の（13）、（14）及び （19） に掲げる内容のものを実施するもの

#### 6 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用に向けた用地整備等を実施する事業をいい、次の（１）の内容及び（１）と密接な関連があり一体的に実施する（２）の内容のものとする。

- （１）（略）
- （２）定額助成の事業種類の欄の （11） に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の（13）、（14）及び （19） に掲げる内容のものを実施するもの

### 第4 事業の実施区域

（削る。）

地域特産物等の病虫害の発生予防・まん延防止に資する土層改良、排水対策等を実施する事業をいい、次の（１）の内容及び（１）と密接な関連があり一体的に実施する（２）又は（３）の内容のものとする。ただし、（３）を実施する場合は、（２）と密接に関連して併せて実施するものとする。

- （１）定額助成の事業種類の欄の（５）、（６）、（８）のアからエまで及び（９）のイ並びに定率助成の事業種類の欄の（１）から（３）まで 及び（18） に掲げる内容のものを実施するもの
- （２）（略）
- （３）定額助成の事業種類の欄の （10） に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の（13） 及び（14） に掲げる内容のものを実施するもの

#### 6 水田貯留機能向上型

水田貯留機能の向上に向けた整備等を実施する事業をいい、次の（１）の内容及び（１）と密接な関連があり一体的に実施する（２）の内容のものとする。

- （１）（略）
- （２）定額助成の事業種類の欄の （10） に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の（13）、（14）及び （18）まで に掲げる内容のものを実施するもの

#### 7 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用に向けた用地整備等を実施する事業をいい、次の（１）の内容及び（１）と密接な関連があり一体的に実施する（２）の内容のものとする。

- （１）（略）
- （２）定額助成の事業種類の欄の （10） に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の（13）、（14）及び （18）まで に掲げる内容のものを実施するもの

### 第4 事業の実施区域

1 第3の1から4までに掲げる事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域(以下「農振農用地区域」という。)のうち、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域又は当該区域に指定される見込みのある区域(以下「重点実施区域等」という。)であるものとする。ただし、重点実施区域等及び重点実施区域等以外の区域の一体的な整備により農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を効率的かつ効果的

1 第3の1から3までに掲げる事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域のうち、地域計画を策定した区域（以下「地域計画策定区域」という。）とする。

2 第3の4に掲げる事業の実施区域は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第31条の規定に基づく発生予察事業による病害虫に係る警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地とする。

3 第3の5に掲げる事業の実施区域は、1に定める区域のうち、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する区域であるものとする。

(1)～(3) (略)

4 第3の6に掲げる事業の実施区域は、1に定める区域及び当該区域と一体的に農地として利用されている周辺区域とする。

5 ソフト事業については原則としてハード事業の受益地内を事業の実施区域とする。ただし、国費が投じられている別の事業（以下「関連事業」という。）の受益地内にハード事業の受益地内にある場合は、関連事業の受益地内までを事業の実施区域とすることができる。

## 第5 事業実施主体

本事業の実施主体は、次のとおりとする。

1～3 (略)

4 土地改良区、土地改良区連合、土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人、農業協同組合その他の農業者等の組織する団体であって、農村振興局長が別に定めるもの（以下「農業者団体」という。）

5 農業法人その他の団体であって、農村振興局長が別に定めるもの（以下「農業法人等」という。）

に進める場合等、重点実施区域等以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該重点実施区域等以外の区域を事業の実施区域とすることができる。

2 第3の2から4までに掲げる事業については、農振農用地区域のうち実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）の2（1）の実質化された人・農地プランをいい、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）が作成された地区及び人・農地プランの具体的な進め方についての5（1）に基づく工程表が公表された地区（令和3年度までの採択に限る。以下「人・農地プラン実質化区域等」という。）についても事業の実施区域とすることができる。

3 第3の5に掲げる事業の実施区域は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第31条の規定に基づく発生予察事業による病害虫に係る警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地とする。

4 第3の6に掲げる事業の実施区域は、1又は2に定める区域のうち、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する区域であるものとする。

(1)～(3) (略)

5 第3の7に掲げる事業の実施区域は、1又は2に定める区域及び当該区域と一体的に農地として利用されている周辺区域とする。

6 ソフト事業については、第3の3に掲げる事業を除き、原則としてハード事業の受益地内を事業の実施区域とする。ただし、国費が投じられている別の事業（以下「関連事業」という。）の受益地内にハード事業の受益地がある場合は、関連事業の受益地内までを事業の実施区域とすることができる。

## 第5 事業実施主体

本事業の実施主体は、次のとおりとする。

1 第3の1、2及び4から7までの事業にあっては次のとおりとする。  
(1)～(3) (略)

(4) 土地改良区、農業協同組合その他の農業者等の組織する団体であって、農村振興局長及び農産局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるもの（以下「農業者団体」という。）

(5) 農業法人その他の団体であって、農村振興局長等が別に定めるもの（以下「農業法人等」という。）

(削る。)

## 第6 採択要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

### 1 地域内農地集積型

- (1) ・ (2) (略)
- (3) 第15の農地耕作条件改善計画を作成していること。
- (4) 1地区当たりの事業費（ハード事業の事業費をいう。以下第6において同じ。）の合計が200万円以上となること。
- (5) (略)
- (6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第11の共同利用機器導入計画を作成すること。
- (7) 定率助成の事業種類の欄の(20)により農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合には、第16の農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画を作成することに加えて、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない。
  - ア ハード事業のうち定率助成の対象となる全ての農用地（以下「事業対象農用地」という。）について、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること又は、農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けていること。
  - イ 事業対象農用地について農地中間管理機構が本事業の申請日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間又は当該申請日において委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が15年以上であること。
  - ウ 事業対象農用地は、過去に国費が投じられた基盤整備事業の完了地区における農地に隣接しており、その面積割合は、過去に国費が投じ

2 第3の3の事業にあっては、次に掲げる者であって、農産局長が別に定めるところにより実施する公募に応募し、選定された者（以下「公募選定者」という。）とする。

- (1) 新産地育成型及び既存産地改良型については、果樹を対象とする事業にあっては民間団体、茶を対象とする事業にあっては茶生産者団体であって、農村振興局長等が別に定めるものとする。
- (2) 園芸作物導入型については、生産者及び実需者等で構成される協議会（以下「協議会」という。）であって、農村振興局長等が別に定めるものとする。

## 第6 採択要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

### 1 地域内農地集積型

- (1) ・ (2) (略)
  - (3) 第16の農地耕作条件改善計画を作成していること。
  - (4) 1地区当たりの事業費（ハード事業の事業費をいう。）の合計が200万円以上となること。
  - (5) (略)
  - (6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第12の共同利用機器導入計画を作成すること。
- (新設)

られた基盤整備事業の完了地区における農地面積の3分の1以下となること。なお、「隣接している農地」とは、一連の営農に係る作業を継続するのに支障がない農地とし、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの

(イ) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの

(ウ) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

(エ) 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

(オ) 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの

(カ) その他事業の趣旨に照らして適当であると認められるもの

エ 事業完了後3年以内に、事業対象農用地の全てが担い手に集積されること。

## 2 高収益作物転換型

(1)・(2) (略)

(3) 第15の農地耕作条件改善計画を作成していること。

(4) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。

(5)・(6) (略)

(7) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第11の共同利用機器導入計画を作成すること。

(8) 定額助成の事業種類の欄の(13)から(15)まで並びに定率助成の事業種類の欄の(10)及び(17)を実施する場合には、他の補助事業と重複して事業を実施することはできない。

(9) 定率助成の事業種類の欄の(20)により農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合には、第16の農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画を作成することに加えて、1の(7)のうち、アからエまでの全ての要件を満たすものとする。なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない。

(10) 定率助成の事業種類の欄の(21)により高収益作物導入促進費の交付を受けようとする場合には、(2)の高収益作物転換促進計画に定める目標年度において、受益面積に占める高収益作物への転換面積の割合が30%以上となること。

## 2 高収益作物転換型

(1)・(2) (略)

(3) 第16の農地耕作条件改善計画を作成していること。

(4) 1地区当たりの事業費 (ハード事業の事業費をいう。) の合計が200万円以上となること。

(5)・(6) (略)

(7) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第12の共同利用機器導入計画を作成すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(11) 定率助成の事業種類の欄の(22)により高収益作物導入推進費の交付を受けようとする場合には、農村振興局長が別に定めるところにより、交付を受ける対象農地が、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となること。

(12) 定率助成の事業種類の欄の(20)から(22)までについては、重複して交付を受けることはできない。  
(削る。)

### 3 スマート農業導入推進型

- (1) (略)
- (2) 第10のスマート農業導入推進計画を作成していること。
- (3) 第15の農地耕作条件改善計画を作成していること。
- (4) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上であること。

(新設)

(新設)

### 3 未来型産地形成推進条件整備型

#### (1) 新産地育成型

- ア 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。
- イ 第10の未来型産地形成推進条件整備計画を作成していること。
- ウ 新植面積が2ha以上(本事業とは別の国費が投入された基盤整備事業と一体的に実施する場合は5ha以上(基盤整備事業がすでに着手済みの場合は除く。))であること。
- エ 省力樹形又は整列樹形のいずれか及び機械作業体系の導入に取り組んでいること。

#### (2) 既存産地改良型

- ア 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。
- イ 第10の未来型産地形成推進条件整備計画を作成していること。
- ウ 改植面積が2ha以上(本事業とは別の国費が投入された基盤整備事業と一体的に実施する場合は5ha以上(基盤整備事業がすでに着手済みの場合は除く。))であること。
- エ 省力樹形と整列樹形のいずれか及び機械作業体系の導入に取り組んでいること。

#### (3) 園芸作物導入型

- ア 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。
- イ 第10の未来型産地形成推進条件整備計画を作成していること。
- ウ 目標年度に、水田地帯において米、麦、大豆、そば又はなたねから園芸作物に作付転換する面積が露地栽培の場合は5ha以上、施設栽培の場合は1ha以上であること。
- エ 目標年度までに、産地の面積規模の30%以上について協議会内実需者との契約取引を行うこと。

### 4 スマート農業導入推進型

- (1) (略)
- (2) 第11のスマート農業導入推進計画を作成していること。
- (3) 第16の農地耕作条件改善計画を作成していること。
- (4) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上であること



- (5) (略)
- (6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第11の共同利用機器導入計画を作成すること。

#### 4 病害虫対策型

- (1) 第12の病害虫対策計画を作成していること。
- (2) 第15の農地耕作条件改善計画を作成していること。
- (3) ・ (4) (略)
- (5) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第11の共同利用機器導入計画を作成すること。

#### 5 水田貯留機能向上型

- (1) (略)
- (2) 第13の水田貯留機能向上計画を作成していること。
- (3) 第15の農地耕作条件改善計画を作成していること。
- (4) ・ (5) (略)
- (6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第11の共同利用機器導入計画を作成すること。

#### 6 土地利用調整型

- (1) (略)
- (2) 第14の土地利用調整計画を作成していること。
- (3) 第15の農地耕作条件改善計画を作成していること。
- (4) ・ (5) (略)
- (6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第11の共同利用機器導入計画を作成すること。

### 第7 農地中間管理機構との連携

本事業を実施しようとする者は、地域計画策定区域で事業を実施する場合は、第3の4の事業を除き、農村振興局長が別に定めるところにより、農地中間管理機構を活用した農地集積の計画等を記載した農地中間管理機構との連携概要を作成して、農地中間管理機構との連携を図るものとする。  
(削る。)

- (5) (略)
- (6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第12の共同利用機器導入計画を作成すること。

#### 5 病害虫対策型

- (1) 第13の病害虫対策計画を作成していること。
- (2) 第16の農地耕作条件改善計画を作成していること。
- (3) ・ (4) (略)
- (5) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第12の共同利用機器導入計画を作成すること。

#### 6 水田貯留機能向上型

- (1) (略)
- (2) 第14の水田貯留機能向上計画を作成していること。
- (3) 第16の農地耕作条件改善計画を作成していること。
- (4) ・ (5) (略)
- (6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第12の共同利用機器導入計画を作成すること。

#### 7 土地利用調整型

- (1) (略)
- (2) 第15の土地利用調整計画を作成していること。
- (3) 第16の農地耕作条件改善計画を作成していること。
- (4) ・ (5) (略)
- (7) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第12の共同利用機器導入計画を作成すること。

### 第7 農地中間管理機構との連携

本事業を実施しようとする者は、以下に定めるとおり、農地中間管理機構との連携を図るものとする。

- 1 重点実施区域等で事業を実施する場合は、農村振興局長等が別に定めるところにより、農地中間管理機構を活用した農地集積の計画等を記載した農地中間管理機構との連携概要を作成するものとする。

(削る。)

#### 第8 地域内農地集積促進計画

本事業において地域内農地集積型を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた地域内農地集積促進計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 (略)
- 2 地域計画の策定区域名 (未策定の場合、策定予定時期)
- 3～12 (略)

#### 第9 高収益作物転換促進計画

本事業において高収益作物転換型を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた高収益作物転換促進計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 (略)
- 2 地域計画の策定区域名 (未策定の場合、策定予定時期)
- 3～12 (略)

(削る。)

2 人・農地プラン実質化区域等で事業を実施する場合は、農地集積・集約が促進されるよう、農地中間管理機構と必要な連携を図るものとする。

#### 第8 地域内農地集積促進計画

本事業において地域内農地集積型を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた地域内農地集積促進計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 (略)
- 2 重点実施区域名及び指定時期 (未指定の場合、指定予定時期) 又は人・農地プラン実質化区域等の地区名
- 3～12 (略)

#### 第9 高収益作物転換促進計画

本事業において高収益作物転換型を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた高収益作物転換促進計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 (略)
- 2 重点実施区域名及び指定時期 (未指定の場合、指定予定時期) 又は人・農地プラン実質化区域等の地区名
- 3～12 (略)

#### 第10 未来型産地形成推進条件整備計画

- 1 新産地育成型及び既存産地改良型
  - (1) 事業実施期間
  - (2) 重点実施区域名及び指定時期 (未指定の場合、指定予定時期) 又は人・農地プラン実質化区域等の地区名
  - (3) 未来型産地形成に向けた取組計画
  - (4) 基盤整備の計画
  - (5) 新植・改植実施後の成園化までの営農方針
  - (6) その他必要な事項
- 2 園芸作物導入型
  - (1) 事業実施期間
  - (2) 重点実施区域名及び指定時期 (未指定の場合、指定予定時期) 又は人・農地プラン実質化区域等の地区名
  - (3) 未来型産地形成に向けた取組計画
  - (4) 地区で実施する労働生産性向上のための取組の内容

#### **第10** スマート農業導入推進計画

本事業においてスマート農業導入推進型を実施しようとする者は、**農村振興局長**が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めたスマート農業導入推進計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 (略)
- 2 地域計画の策定区域名 (未策定の場合、策定予定時期)
- 3～7 (略)

#### **第11** 共同利用機器導入計画

本事業の地域内農地集積型、高収益作物転換型、スマート農業導入推進型、病害虫対策型、水田貯留機能向上型及び土地利用調整型において定率助成の事業種類の欄の(3)又は(12)により共同利用機器の導入を実施しようとする者は、**農村振興局長**が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた共同利用機器導入計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1～5 (略)

#### **第12** 病害虫対策計画

本事業において病害虫対策型を実施しようとする者は、**農村振興局長**が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた病害虫対策計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1～5 (略)

#### **第13** 水田貯留機能向上計画

本事業において水田貯留機能向上型を実施しようとする者は、**農村振興局長**が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた水田貯留機能向上計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1～6 (略)

#### **第14** 土地利用調整計画

本事業において土地利用調整型を実施しようとする者は、**農村振興局長**が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた土地利用調整計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 (略)

#### (5) その他必要な事項

#### **第11** スマート農業導入推進計画

本事業においてスマート農業導入推進型を実施しようとする者は、**農村振興局長等**が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めたスマート農業導入推進計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 (略)
- 2 重点実施区域名及び指定時期 (未指定の場合、指定予定時期) 又は人・農地プラン実質化区域等の地区名
- 3～7 (略)

#### **第12** 共同利用機器導入計画

本事業の地域内農地集積型、高収益作物転換型、スマート農業導入推進型、病害虫対策型、水田貯留機能向上型及び土地利用調整型において定率助成の事業種類の欄の(3)又は(12)により共同利用機器の導入を実施しようとする者は、**農村振興局長等**が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた共同利用機器導入計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1～5 (略)

#### **第13** 病害虫対策計画

本事業において病害虫対策型を実施しようとする者は、**農村振興局長等**が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた病害虫対策計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1～5 (略)

#### **第14** 水田貯留機能向上計画

本事業において水田貯留機能向上型を実施しようとする者は、**農村振興局長等**が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた水田貯留機能向上計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1～6 (略)

#### **第15** 土地利用調整計画

本事業において土地利用調整型を実施しようとする者は、**農村振興局長等**が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた土地利用調整計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 (略)

2 地域計画の策定区域名（未策定の場合、策定予定時期）

3～6 （略）

**第15 農地耕作条件改善計画**

本事業により地域内農地集積型、高収益作物転換型、スマート農業導入推進型、病害虫対策型、水田貯留機能向上型及び土地利用調整型を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた農地耕作条件改善計画を地区ごとに作成するものとする。

1～3 （略）

**第16 農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画**

本事業の地域内農地集積型、高収益作物転換型において定率助成の事業種類の欄の（20）により農地整備・集約推進費の交付を受けようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、農地整備・集約推進意向届及び次に掲げる事項を定めた農地整備・集約推進実施計画をそれぞれ地区ごとに作成するものとする。

1 特定整備地域農用地利用集積促進土地改良整備計画

（1）農地整備・集約推進交付概要

（2）農地耕作条件改善事業整備概要

① 概要一覧

② 整備区域図

（3）農地集積・集約化概要

① 概要一覧

② 担い手別一覧

③ 農用地集約図

2 次世代農業発展計画

以下のテーマのうち、少なくとも1つを選択し、基盤整備を契機とした取組方針を記載するものとする。

（1）高収益作物の導入による収益性の向上

（2）6次産業化など地域振興につながる生産拡大

（3）スマート農業による生産性の向上

**第17 事業の申請等**

1 事業採択の申請については、以下のとおりとする。

（1）農地中間管理機構が事業実施主体となる場合

2 重点実施区域名及び指定時期（未指定の場合、指定予定時期）又は人・農地プラン実質化区域等の地区名

3～6 （略）

**第16 農地耕作条件改善計画**

本事業により地域内農地集積型、高収益作物転換型、スマート農業導入推進型、病害虫対策型、水田貯留機能向上型及び土地利用調整型を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた農地耕作条件改善計画を地区ごとに作成するものとする。

1～3 （略）

（新設）

**第17 事業の申請等**

1 事業採択の申請については、以下のとおりとする。

（1）農地中間管理機構が事業実施主体となる場合

農地中間管理機構の代表者は、都道府県が指定する期日までに、第7の農地中間管理機構との連携概要（第3の4の事業を除く。）、第8から第16までにより作成された地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病害虫対策計画、水田貯留機能向上計画、土地利用調整計画、農地耕作条件改善計画、農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画（以下「事業計画等」という。）を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に事業採択申請書及び事業計画等（以下「採択申請書等」という。）を提出するものとする。

また、農地中間管理機構の代表者は、別に定めるところにより、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出することもできるとし、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。

(2) (略)

(3) 市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体となる場合

市町村長、農業者団体又は農業法人等は、農地中間管理機構又は都道府県が指定する期日までに、事業計画等を農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事に提出し、農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に採択申請書等を提出するものとする。農地中間管理機構の代表者は、採択申請書等を地方農政局長等に提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。

(削る。)

農地中間管理機構の代表者は、都道府県が指定する期日までに、第7の1の農地中間管理機構との連携概要（人・農地プラン実質化区域等で事業を実施する場合にあっては、農村振興局長等が別に定める書類。以下同じ。）、第8、第9、第11から第16までにより作成された地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病害虫対策計画、水田貯留機能向上計画、土地利用調整計画及び農地耕作条件改善計画（以下「事業計画等」という。）を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長等が別に定めるところにより、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に事業採択申請書及び事業計画等（以下「採択申請書等」という。）を提出するものとする。

また、農地中間管理機構の代表者は、別に定めるところにより、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出することもできるとし、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。

(2) (略)

(3) 市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体となる場合

市町村長、農業者団体又は農業法人等は、農地中間管理機構又は都道府県が指定する期日までに、事業計画等を農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事に提出し、農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長等が別に定めるところにより、地方農政局長等に採択申請書等を提出するものとする。農地中間管理機構の代表者は、採択申請書等を地方農政局長等に提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。

(4) 公募選定者が事業実施主体となる場合

公募選定者は、農産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領2」という。）に基づき、次に掲げる方法により、事業採択申請の手続きをするものとする。

ア 民間団体が公募選定者となる場合

事業による支援を受けようとする支援対象者（第3の3（1）又は（2）のいずれかに取り組む者をいう。以下同じ。）は、農村振興局長等が別に定めるところにより第7の1により作成された農地中間管理機構との連携概要及び第10により作成された未来型産地形

2 地方農政局長等は、1により提出された採択申請書等を審査の上、適当であると認めるときは、事業の採択を決定し、農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。農地中間管理機構の代表者は、事業採択通知書が交付された場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業採択通知書の写しを送付するものとする。

3 (略)

4 2により採択された事業に係る事業計画等について、農村振興局長が別に定める重要な変更が生じた場合には、1から3までの手続に準じて、変更申請を行うものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

#### 第18 事業達成状況の報告

1 第3の事業実施主体は、事業の完了後(定率助成の事業種類の欄の(20)の農地整備・集約推進費の交付を受ける場合は、事業完了までの毎年度)、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、報告するものとする。なお、地域内農地集積促進計画及び高収益作物転換促進計画については、目標年度にその事業達成状

成推進条件整備計画並びに事業採択申請書(以下、「未来型産地形成推進条件整備計画等」という。)を事業実施者(農村振興局長等が別に定める者をいう。以下同じ。)に提出し、事業実施者はこれを採択しようとする場合は、あらかじめ都道府県知事と調整の上、民間団体に協議するものとする。

#### イ 協議会又は茶生産者団体が公募選定者となる場合

協議会又は茶生産者団体は、農産局長に未来型産地形成推進条件整備計画等を提出するものとする。

2 地方農政局長等は、1の(1)から(3)により提出された採択申請書等を審査の上、適当であると認めるときは、事業の採択を決定し、農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。農地中間管理機構の代表者は、事業採択通知書が交付された場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業採択通知書の写しを送付するものとする。

3 (略)

4 2により採択された事業に係る事業計画等について、農村振興局長等が別に定める重要な変更が生じた場合には、1から3までの手続に準じて、変更申請を行うものとする。

5 民間団体は、1の(4)のアにより協議のあった未来型産地形成推進条件整備計画等を審査の上、内容に異存がないときは、事業実施者に対しその旨を回答するものとする。

事業実施者は、民間団体からの回答があったときは、事業の採択を決定し、支援対象者に事業採択通知書を交付するものとする。

6 農産局長は、1の(4)のイにより申請のあった未来型産地形成推進条件整備計画等を審査の上、適当であると認めるときは、事業の採択を決定し、協議会又は茶生産者団体に事業採択通知書を交付するものとする。

7 5及び6により採択された事業に係る未来型産地形成推進条件整備計画について、農村振興局長等が別に定める重要な変更が生じた場合には、1の(4)、5及び6の手続に準じて、変更申請を行うものとする。

#### 第18 事業達成状況の報告

1 第3の1、2及び4から7までの事業の事業実施主体は、事業の完了後、農村振興局長等が別に定めるところにより、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、報告するものとする。なお、地域内農地集積促進計画及び高収益作物転換促進計画については、目標年度にその事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに報告するものとする。

況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに報告するものとする。

- 2 第3の2の高収益作物転換型については、地方農政局長等は達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、指導を受けた事業実施主体は農村振興局長が別に定めるところにより、改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その事業達成状況をとりまとめ、翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

3 定率助成の事業種類の欄の(20)の農地整備・集約推進費については、地方農政局等は、本事業の進捗及び達成状況が十分でないと認められるときは、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、指導を受けた場合には、改善措置を講じた上で、必要に応じて、農地整備・集約推進実施計画を修正し、地方農政局長等に報告するものとする。

- 4 1の事業達成状況の報告及び改善計画の提出については、以下のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4)改善計画の提出については、(1)から(3)までの手続に準じるものとする。

(削る。)

(削る。)

## 第19 助成

国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じて定める額を、別に定めるところにより、交付対象事業者に助成するものとする。

### 1 定額助成に係るもの

別表の事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）、施工延長、実施年数又は地方農政局長等が特に必要と認めた事業内容に応じて設定するものに農村振

- 2 第3の2の高収益作物転換型については、地方農政局長等は達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、指導を受けた事業実施主体は農村振興局長等が別に定めるところにより、改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その事業達成状況をとりまとめ、翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(新設)

- 3 1の事業達成状況の報告及び改善計画の提出については、以下のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4)改善計画の提出については、(1)から(3)までの手続きに準じるものとする。

4 第3の3の事業の事業実施主体は、農村振興局長等が別に定めるところにより、事業開始年度から未来型産地形成推進条件整備計画の目標年度までの毎年度、その事業達成状況を取りまとめ、事業実施年度の翌年度の9月末日までに農産局長に事業達成状況報告書を提出するものとする。

5 第4の2の人・農地プランの具体的な進め方についての5(1)に基づく工程表が公表された地区で事業を実施する場合は、事業実施主体は、令和5年3月末までに当該地区の実質化された人・農地プランを第3の2及び4から7までの事業にあっては地方農政局長等に、第3の3の事業にあっては農産局長に提出するものとする。

## 第19 助成

国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じて定める額を、別に定めるところにより、交付対象事業者に助成するものとする。

### 1 定額助成に係るもの

別表の事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）、施工延長、実施年数又は地方農政局長等が特に必要と認めた事業内容に応じて設定するものに農村振

<p><u>興局長</u>が別に定める助成単価を乗じた額の合計</p> <p>2 定率助成に係るもの 事業費（本事業に要する費用のうち<u>農村振興局長</u>が別に定める経費の総額）に別に定める交付率を乗じた額</p> <p>第20 （略）</p> <p>第21 委任 本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、<u>農村振興局長</u>が別に定めるところによるものとする。</p>	<p><u>興局長等</u>が別に定める助成単価を乗じた額の合計</p> <p>2 定率助成に係るもの 事業費（本事業に要する費用のうち<u>農村振興局長等</u>が別に定める経費の総額）に別に定める交付率を乗じた額</p> <p>第20 （略）</p> <p>第21 委任 本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、<u>農村振興局長等</u>が別に定めるところによるものとする。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

- この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- この通知による改正後の本要綱第4の1に規定する事業実施区域について、令和5年度においては、市町村が工程表（地域計画の策定に取り組む地区の工程表の作成について（令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知）に基づく工程表）を作成し、協議の場（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条に規定する協議の場をいう。以下同じ。）の設置を予定している区域及び協議の場で協議を実施した区域を含み、令和6年度においては、協議の場で協議を実施した区域を含むことができる。
- 附則2に規定する区域で事業を実施する場合、地域計画が策定されるまでの間、毎年度末までに附則別記様式により地域計画の策定状況について報告するものとする。
- 農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）の規定に基づき実施している農地整備・集約協力金交付事業の取扱いについては、この通知の施行後は、この通知による改正後の本要綱に基づくものとする。ただし、農地集積・集約化等対策事業実施要綱の規定に基づき令和4年度以前に採択された事業の事業計画については、この通知による改正前の本要綱に規定する事業計画と読み替えるものとする。
- この通知による改正前の本要綱に基づき、地域内農地集積型、高収益作物転換型、スマート農業導入推進型、水田貯留機能向上型及び土地利用調整型として採択された地区のうち、令和5年度以降も実施する必要がある地区については、なお従前の例による。

附則別記様式

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名



### 地域計画策定状況報告書

農地耕作条件改善事業実施要綱の一部改正について（令和5年4月1日4農振第3628号）附則第3項に基づき、（令和5年度末時点、令和6年度末時点）の下記の地区における、地域計画の策定に取り組む地区の工程表の作成について（令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知）に基づく工程表を添付のとおり報告する。

※（）内は、提出時点の工程表を記載する。

#### 記

地 区 名	事 業 概 要

改 正 後

現 行

別表

区分	事業種類	種別	事業内容
1. 定額助成	(1) ~ (9) (略)	(略)	(略)
	<u>(10) 畑作転換工</u>		
	<u>ア 額縁排水溝</u>	<u>ハード</u>	<u>農用地の周囲における排水溝の新設</u>
	<u>イ 酸度矯正</u>	<u>ハード</u>	<u>酸性の強い水田土壌から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整するための酸度調整</u>
(11) ~ (16) (略)	(略)	(略)	
2. 定率助成	(1) ~ (15) (略)	(略)	(略)
	<u>(16) 高付加価値農業施設支援</u>	<u>ソフト</u>	<u>高付加価値農業施設の設置及び関連設備の導入に関する支援</u>
	(17) ~ (19) (略)	(略)	(略)
	<u>(20) 農地整備・集約推進費</u>	<u>ソフト</u>	<u>要件を満たした未整備農地の整備に対し、推進費を交付</u>
	<u>(21) 高収益作物導入促進費</u>	<u>ソフト</u>	<u>ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、促進費を交付</u>
	<u>(22) 高収益作物導入推進費</u>	<u>ソフト</u>	<u>事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、推進費を交付</u>

別表

区分	事業種類	種別	事業内容
1. 定額助成	(1) ~ (9) (略)	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>		
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(10) ~ (15) (略)	(略)	(略)	
2. 定率助成	(1) ~ (15) (略)	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(16) ~ (18)</u> (略)	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

※2の定率助成の事業種類の欄の(13)に掲げるメニューのうち果樹棚の支援及び同欄の(16)に掲げるメニューについては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

(新設)

※2の定率助成の事業種類の欄の(16)に掲げるメニューの助成は、総事業費の過半の範囲内とする。